

本会議における各会派の質問時間について（案）

1 基本的な考え方

- (1) 質問時間と答弁時間を合計して、割り当て時間を算出する。
- (2) 質問時間の 500 分を代表質問と一般質問に充てる。
- (3) 質問時間は原則として開会より午後 5 時までとする。

2 代表質問

- (1) 質問時間の 500 分のうち 10 分ずつ交渉会派に均等配分する。質問時間の下限は 10 分とし、上限は各会派の持ち時間の中で任意とする。
(10 分 × 4 交渉会派 = 40 分)
- (2) 原則として質問初日に交渉会派が代表質問を行う。ただし、午後 5 時を越えることが予め想定される会派の質問は、質問 2 日目の冒頭から行うこととする。

3 一般質問

- (1) 質問 2 日目は原則として午前 10 時開会とする。
- (2) 一般質問終了後に議案の提案説明、質疑、委員会付託などの議会運営を行う。
- (3) 一人会派に最低保障時間として 10 分を確保する。(10 分 × 3 一人会派 = 30 分)
三人会派には、同様に 30 分を確保する。(30 分 × 1 三人会派 = 30 分)
- (4) 460 分から 60 分を引いた 400 分を交渉会派の議員数に応じた人数割りで交渉会派に配分する。

*一人当たりの配分時間（小数点以下第 3 位を四捨五入する）

$$(460 \text{ 分} - 60 \text{ 分}) \div (44 \text{ 人} - 6 \text{ 人}) = 10.53 \text{ 分}$$

4 持ち時間

会派名	人数割配分時間 (4年4定～)		代表質問 加算時間	持ち時間	持ち時間 (前定例会まで)	増減
自 民	$10.53 \times 15 = 157.95 \text{ 分}$	158 分	10 分	168 分	163 分	5 分
公 明	$10.53 \times 10 = 105.30 \text{ 分}$	105 分	10 分	115 分	113 分	2 分
共 産	$10.53 \times 07 = 73.71 \text{ 分}$	74 分	10 分	84 分	92 分	△8 分
令 和	$10.53 \times 06 = 63.18 \text{ 分}$	63 分	10 分	73 分	72 分	1 分
立 憲	三人会派	30 分	—	30 分	30 分	—
フ ェ ア 民	一人会派	10 分	—	10 分	10 分	—
無 所 属	一人会派	10 分	—	10 分	10 分	—
フ ォ ー ラ ム	一人会派	10 分	—	10 分	10 分	—
合 計	(44 名)	460 分	40 分	500 分	500 分	—

※ 人数割配分時間は、小数点以下を四捨五入して処理する。